

石川県ふれあいの会 規約

第1条 (名称)

本会の名称を「石川県ふれあいの会」(以下本会という)と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所を石川県金沢市菊川2丁目24-3に置く。

第3条 (目的)

- (1) 地域社会や住民に対して、健康・福祉・生きがいに貢献する事業を目的とする。
- (2) 結婚に導くための各種事業を行うことにより、少子化対策と地域の活性化寄与することを目的とする。
- (3) 女性が社会参加の機会を拡大する。

第4条 (組織)

本会は前条の目的に賛同する個人により組織する。

第5条 (組織)

- (1) 本会の最高組織を役員会と定め、決定に従うものとする。
- (2) 役員は総会で会員により承認される。
- (3) 役員会により、団体の長たる職である代表を選任される

第6条 (役員)

- (1) 役員は別表に定めるものを役員とする
- (2) 役員の任期は一年とする。
- (3) 本会の代表権は、代表に発生し、その責務を負う。
- (4) 役員の選出については、役員会で決議するものとする。
- (5) 役員の解任については、役員の3分の2または、会員による解任要求があったとき、役員会の審議を経て行えるものとする。
- (6) その他役員については、役員会が定めるものとする。

第7条 (会員)

- (1) 役員の解任要求を行うことができることとする。

第8条 (会議)

- (1) 本会の会議は代表が招集する。
- (2) 会議は本会の運営に関し重要な事項を協議する。

第9条 (経費)

本会の活動資金は、参加者による各イベント参加費等より運営するものとする。

【附則】 この規約は平成20年6月1日から施行する。